



許可番号 00400150213

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字元城下125番地2
所 名 株式会社木村工務店
代表取締役 木村 成
法人にあっては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和7年7月25日
許可の有効年月日 令和12年7月24日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上10種類
（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
令和7年7月25日許可
- 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。